

令和 7 年度 羽 村 市 学 童 ク ラ ブ 入 所 申 請 の し お り

学童クラブとは

仕事や病気をしているなどの理由で、児童の保護者が日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図る施設です。

▶入所の申請方法

令和 7 年度に入所を希望する方は、オンラインによる申請又は市役所窓口での申請をお願いします。（郵送では申請できません）。現在、入所しているお子さんも、継続して入所を希望する場合は、新たに申請が必要です。

◆オンライン申請の場合

必要書類（就労証明書、又は就労以外の要件の場合に必要な添付書類）をご準備の上、申請してください。

- ①市公式サイト（右記 QR コード）から申請フォームにアクセス
 - ②申請フォームに必要事項を入力
 - ③必要書類（就労証明書等）を撮影し添付（又は PDF を添付）
 - ④送信して申請完了（申請完了後、受付完了メールが届きます）
- 必要書類や申請方法について、詳しくは市公式サイトをご確認ください。



▲市公式サイト

◆市役所窓口で直接申請する場合

以下の書類等をご準備の上、申請してください。

- 1.入所申請書（申請書は児童 1 人につき 1 枚必要）
※入所申請できる学童クラブ名は、最終ページをご覧ください。
- 2.就労証明書（父親・母親、同居する 65 歳未満の祖父母、働いている兄弟等）
※各世帯・就労されている方全員の書類を必ずご用意ください。
- 3.就労以外の要件の場合に必要な添付書類（診断書・障害者手帳等の写し）
- 4.減免申請書（3 ページ「◆育成料の減免について」に該当する方）
※2～4は 1 世帯各 1 部の提出でかまいません。

※学童クラブ・保育施設どちらも申請する場合は、それぞれに就労証明書が必要です。
事前にコピーをご用意いただき、一方に原本、もう一方にコピーをご提出下さい。

**※現在、在籍中で学童クラブ育成料の滞納がある場合は、入所申請時までには納付してください。
未納がある場合には継続不可となることがあります。**

※学童保育が必要な月よりも前の月に入所することは、原則できません。
（例：夏休みのみ学童保育が必要だが、4月に入所する）

◆必要書類に関する注意事項（オンライン・窓口共通）

・「就労証明書」について

入所申請時点で証明日が3か月以上過ぎている場合は、無効となります。審査は、利用希望月時点の就労状況を参考にしますので、利用希望月までに退職する場合は無効となります。

※保育園・幼稚園も申請する方は、必ず学童クラブ用にコピーをご用意ください。

・就労以外の要件に必要な書類（申請月から3ヶ月以内に発行されたもの）

出産や疾病等の要件で入所を希望する場合、証明書等の写しを提出（オンライン申請の場合は添付）してください。（詳しくはページ下部の書類例をご確認ください）

◆受付期間（先着順ではありません）

4月1日入所…令和6年11月1日(金)～8日(金)

※上記期間を過ぎた場合も順次受け付けしておりますが、期間を区切って入所の判定を行います。その為、上記期間を過ぎると希望通り入所できない場合がありますのでご注意ください。

※保育園・幼稚園の申請時期とは異なりますのでご注意ください。

※5月以降に入所を希望する方は、4月に入ってから申請をお願いします。

5月以降入所…入所希望月の前月20日（土・日曜日、祝日に重なった場合は前日）までに申請が必要です。

◆受付場所 市役所西庁舎2階 子育て支援課児童青少年係

◆受付時間 午前8時30分～午後5時 ※11月8日（金）のみ午後7時まで受け付けます。 11月2日（土）は、午前11時45分から午後1時を除き、受け付けます。 オンライン申請は24時間受け付けできます。

▶入所できる児童（入所要件）

市内在住および小学校に在籍する1年生から3年生までの児童（既に入所中で、加配をつけている障害児については、4年生以降も入所できる場合があります。）で、父母等が次のいずれかの事情により、放課後帰宅しても、家庭において十分な支援が受けられない児童。ただし、著しく心身に障害のある児童、または感染症等の療養中の児童は入所できません。

（1）居宅外で働いている場合

（2）居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合（自営業、内職等）

（3）妊娠中または出産後間がない場合（出産月の前後2ヶ月が利用可能期間です。）

（4）病気やケガまたは心身に障害がある場合

（5）長期にわたって、病人や心身に障害のある親族の看護等に当たっている場合

（6）資格取得等のため通学する場合

（7）求職中の場合（入所月から3ヶ月が利用可能期間です。）

（8）上記に掲げる事情の他、児童の支援ができない特別な事由がある場合

※（1）（2）（6）の場合は、最低基準が週3日以上かつ1日あたり4時間以上となります。

最低基準を満たさない場合、申請を受け付けできませんのでご注意ください。

※（7）の場合は、入所月から3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。

※（3）～（6）、（8）の場合は、その理由が確認できる証明書類が必要になります。

＜書類例＞

（3）母子手帳の出産予定日が分かる部分の写し

（4）・（5）診断書・障害者手帳等の写し

（6）授業等の時間割（曜日と時刻が分かるもの）

（8）特別な事由が分かるもの

▶運営指導内容

学童クラブでは、子どもたちがのびのびと生活でき、共同生活の中から社会の一員として必要な生活習慣を身につけるよう支援しています。

◆開所日および時間

平 日	下 校 時～午後6時
土曜日	午前8時～午後6時
学校休業日	午前8時～午後6時

※開所時間の延長を希望する場合は、最長午後7時まで開所します（育成料とは別に、別途延長育成料がかかります。）。

※午後7時までにお迎えが間に合わない場合は、羽村市社会福祉協議会が実施している「ファミリー・サポート・センター事業」をご利用ください。

問合せ：羽村市社会福祉協議会（電話042-554-0304）

◆休所日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
その他、特別に休所する場合は、事前に連絡します。

▶費用の負担

育成料	1ヶ月 4,000円／1人
延長育成料	月単位 1ヶ月 1,500円（利用月の前月末までに申請が必要）
	1回毎 1回 200円（回数の上限設定はありません）

※育成料の納付は、できる限り口座振替による納付をお願いします。口座振替依頼書は入所承認通知に同封して発送しますので、届き次第お早めに金融機関でお申し込みください。

おやつ代	1ヶ月 1,500円／1人 （現金で学童クラブへお支払いいただきます）
------	--

◆育成料の減免について

①同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、最年少のお子さんを除く2子以降のおさんは、月額2,500円になります。

②生活保護世帯や令和6年度の区市町村民税が非課税世帯の場合は、免除の対象になります。

③月の全日数欠席することを前月末までに届け出た場合も、免除の対象になります。

（ただし、入所した月については、原則免除になりません。）

※上記いずれかに該当する場合は、学童クラブ育成料減免申請書を提出してください。

提出がない場合は、減額または免除されませんので、ご注意ください。

オンライン申請の方は、減免申請書を添付してください。

※育成料が減免になった場合でも、おやつ代については、お支払いいただきます。

（③の欠席の届け出をした場合を除く。）

▶入所の承認について

提出された申請書類を参考に、保護者の就労の実態や児童の状況等を審査し、支援の必要性の高い児童から入所を承認します。審査後、入所承認・不承認・保留通知書を郵送します。（4月入所に関する入所承認等の通知書は、1月中旬から発送する予定です。）

※学童クラブの入所については、年度毎に申請が必要です。前年度入所していた児童が必ずしも入所できるとは限りませんので、ご承知おきください。また、児童1人ずつを承認しますので、必ずしも兄弟が同時に入所できるとは限りませんのでご了承ください。

▶入所説明会について（入所の承認を受けた方）

4月からの入所が決定した方への説明会は、各学童クラブで2月初旬の土曜日に行います。詳しい日程につきましては、入所承認通知書の発送と一緒にお知らせします。職員の紹介や、学童クラブのきまりなどを説明しますので、新規入所の方は、必ずご出席ください。

※当日は原則保護者のみの出席をお願いします。

※5月以降に入所する方への説明会は、随時行います。

▶入所後のお願い

○学童クラブでは、児童の送迎は行いませんので、保護者の責任で登降所をお願いします。

○次のような場合は、学童クラブを利用することはできません。

- ・仕事が休み等で、保護者が家にいる時
- ・「買い物に行くから子どもを預けたい」「子どもが家にいると大変だから」などの理由
- ・お子さんの体調が悪い時
- ・学校が学級閉鎖等の時
- ・お子さんが感染症の病気等（学校保健安全法19条に該当する病気）にかかった時など

○児童が故意で備品や施設などを破損させた場合、保護者に費用を負担していただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

▶障害等の理由で介助を必要とする児童について

羽村市では、特別支援学校・特別支援学級に在籍の児童、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（以下より各種手帳と呼びます）を所持している児童について、加配の職員を配置し学童クラブでのサポートをしています。（ただし、学童クラブへの登所時や集団生活の中で安全にお預かりできるかどうか、ご相談をさせていただく場合があります。）

加配を希望する場合は、入所申請書の「加配希望」にチェックをしてください。

「加配希望」にチェックをした方は、入所判定中に「保護者の方と面談」を行いますので、ご連絡させていただきます。

なお、特別支援学校・特別支援学級に在籍しておらず、各種手帳も所持していない児童で加配の職員配置を希望する場合、診断書の提出をお願いする場合がありますので、子ども家庭部子育て支援課児童青少年係までお問い合わせください。

問合せ

羽村市子ども家庭部子育て支援課児童青少年係
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
電話 042-555-1111（内線 262～264）

